

(改)低炭素地域づくり面的対策推進事業(エネ特会)

2,450百万円(400百万円)

総合環境政策局環境計画課
・環境影響審査室

1. 事業の概要

本年3月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策のため「点から面へ」が掲げられており、都市や地域の構造、公共交通インフラを含め、都市構造・社会構造を変革し、低炭素社会を実現することとしている。

このため、本年6月に改正された地球温暖化対策推進法においても、地域の自然的社会的条件に応じた地方公共団体の総合的かつ計画的な施策の実施を充実するため、特例市以上での計画策定が義務づけられたところである。

また、政府では、温室効果ガスを大幅に削減する低炭素の地域づくりのモデルを我が国で構築し、国内外に広く発信・普及させていくために、本年7月に環境モデル都市を選定したところであり、今後の取組を加速させていくための具体的な支援策が必要となっている。

特に中長期の温室効果ガスの大幅削減を実現するためには、緑地の保全や風の道の確保など、自然資本を活用しながら、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や未利用エネルギーの活用等、面的な対策群の実施により、都市構造に影響を与え、環境負荷の小さい地域づくりを実現する取組が重要である。

また、全国各地の都市部で急速に行われている都市再開発に先立ち面的な対策を取り入れて、温暖化事業評価を実施することにより、都市再開発の機会をとらえて効果的に温室効果ガスの削減を行うことが可能となる。

以上のことから、具体的には、低炭素型の地域づくりを行う地域を公募し、地方公共団体・地域住民・NPO・事業者等が参加する地球温暖化対策地域協議会を組織し、CO2削減等に係る目標の設定やCO2削減計画策定、そのために必要な調査やシミュレーションを行うとともに、当該計画や環境モデル都市に位置づけられた事業に対して支援を行う。

また、低炭素地域づくりの一つのツールとして、公募・選定した都市再開発を行う民間事業者に対し、事業設計及び温室効果ガス削減効果の評価等

の支援を行い、温暖化事業評価実施を通じた積極的なCO2削減を推進することで、都市再開発を低炭素型に誘導する。

2．事業計画

平成19～23年度の5年間（1地域あたり原則3年間）

平成21～23年度の3年間

3．施策の効果

地域づくりの計画や具体的事業に低炭素の概念を加え、シミュレーション等を行うとともに効果的に面的対策を行うことで、実効的なCO2削減計画を策定でき、中長期的なCO2削減効果が期待できる。

4．備考

委託費 750百万円

（内訳）計画策定・シミュレーション事業

新規 20百万円×25箇所、継続 10百万円×25箇所

補助金 1,650百万円

（内訳）計画又は環境モデル都市に位置づけられた事業

大規模 200百万円×5箇所、中規模 100百万円×5箇所、

小規模 30百万円×5箇所

委託費 50百万円

（内訳）温暖化対策に係る事業設計、温室効果ガス削減効果の評価、住民への取組周知等の支援

10百万円×5箇所

低炭素地域づくり面的対策推進事業

[21年度要求額 2,450百万円]

低炭素地域づくり面的対策推進事業

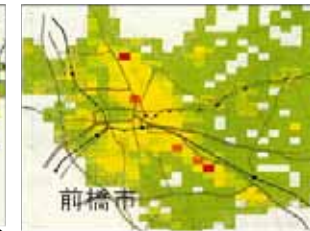
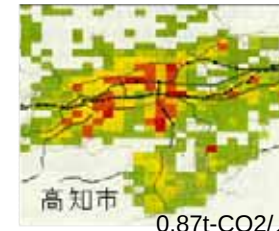
(21年度要求額2,400百万円、20年度予算額400百万円)

【目的】 自動車交通需要の抑制、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用により、都市構造や社会資本などの既存の「まちのかたち」そのものを低炭素型に変え、低炭素社会のモデルとなる地域づくりを実現する。

- 歩いて暮らせる拠点集約型地域・都市構造の構築
- 風の道の確保や再生可能エネルギーの集中導入等、市街地再編に併せた徹底的な低炭素化

【背景】 地球温暖化対策推進法改正(平成20年6月)

- 地方公共団体実行計画に以下について盛り込む
 - ・自然エネルギー導入の促進
 - ・事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善 等
- 都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映



濃い色のほうが人口密度が高い

(平成18年版環境白書より)

拠点集約型の都市のほうが運輸旅客部門の1人当たりCO2排出量が少ない

環境省

支援

地球温暖化対策地域協議会

地方公共団体・交通事業者・大規模商業施設・地域住民 等

助言

国土交通省

初年度

次年度

以降

CO2削減目標の設定

CO2削減シミュレーションの実施

複数施策を面的に盛り込んだ低炭素地域づくり計画を策定

低炭素地域づくり計画

CO2削減目標の設定
目標達成のための施策
・自動車交通需要の抑制策
・公共交通機関の利便性向上策
・効率的な土地利用の促進策
・未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用
・エネルギーの効率的利用の促進策
・自然資本の活用による低炭素化 等

計画に位置づけられた面的な対策の実施

< 21年度予算 >

- 委託 7.5億円
- ・新規: 2,000万円 × 25箇所
- ・継続: 1,000万円 × 25箇所
- ・委託先: 地域協議会又は地域協議会に参画する民間事業者
- 補助金 16.5億円【新規】
- ・大規模: 2億円 × 5箇所
- ・中規模: 1億円 × 5箇所
- ・小規模: 3,000万円 × 5箇所
- ・交付先: 計画又は環境モデル都市に位置づけられた事業の実施者
- ・負担割合: 1 / 2 (最長3年)



ICカード導入とCO2削減量の見える化による公共交通機関の利用促進



コミュニティ・サイクルやカーシェアリングの導入



トランジットモールやパークアンドライドの導入



太陽熱供給システムを導入した集合住宅の整備



再開発を機とした地域冷暖房の導入



風の通り道や地域冷暖源となる緑地の確保

サステイナブル都市再開発促進モデル事業 (21年度要求額50百万円、20年度予算額0百万円)

【目的】

低炭素地域づくりの一環として、都市再開発に着目し、そのプロセスに温暖化事業評価を取り入れることにより、民間事業者による積極的なCO2排出削減を誘導する。

【背景】

全国各地での急速な都市再開発

京都議定書第一約束期間

低炭素社会への転換

- ・再開発による都市環境への大きな影響の可能性
- ・業務部門における温室効果ガスの削減が喫緊の課題
- ・「環境モデル都市」構築支援の必要性

特に 都市再開発 に着目

○サステイナブル都市再開発ガイドラインの策定(H20年6月)

民間事業者(デベロッパー等)の協力を得て、都市再開発における自主的な温暖化事業評価の具体的な方法をとりとまとめ。

○サステイナブル都市再開発モデル事業(H21 - 23年度)

都市再開発に際して、積極的なCO2排出削減を図ろうとする民間事業者を対象に、温暖化対策に係る事業設計、温室効果ガス削減効果の評価、温暖化対策の取組を住民等へ周知するための措置等の取組に要する費用について支援

→ **初期のインセンティブを付与することにより、モデルとなる事業の立ち上げ**

都市再開発の機会をとらえ、低炭素社会へ積極的に誘導

- ・自主的な温暖化事業評価を通じ温室効果ガスの削減対策を徹底
- ・再開発による一連の建築物群を対象に、建築物単体への対策に加え、面的対策を推進
- ・温室効果ガスに係るミティゲーション(CDMクレジット、グリーン電力等)を積極的に導入